

(様式1)

教第554号

令和5年4月27日

文部科学大臣 殿

大野市長 石山志保

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称
大野市公立学校等施設整備計画
2. 計画期間
令和5年度～令和6年度（2年間）

大野市教育委員会教育総務課

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

大野市小中学校再編計画(令和3年12月改訂)及び大野市小中学校施設管理計画(令和4年3月策定)に基づき、統合先となる築40年が経過した開成中学校と陽明中学校の長寿命化を図る。また、令和3年度に統合を終え築38年が経過した下庄小学校の大規模改造を行う。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

- ・「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、開成中学校3棟と陽明中学校3棟の耐震診断や補強計画を行い、耐震性が不足する(CtuSd値0.27)陽明中学校渡廊下棟1棟の耐震改修工事を行う。
- ・障害のある児童生徒の学習環境の改善のため、スロープやエレベーター、障害者用トイレの設置などのバリアフリー化を行う。
- ・トイレの衛生環境改善のため、和式便器を洋式便器に取替え、床を湿式から乾式に替える改修を行う。
- ・室内環境改善のため、空気調和設備や換気扇が未設置の部屋へ冷暖房設備や換気扇を設置する。
- ・児童生徒玄関のバリアフリー化のためスロープを配置し、利用しやすい高さの下足入れに改修する。
- ・防犯対策として防犯カメラを設置する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

- ・大野市小中学校再編計画(令和3年12月改訂)に基づく学校統合を計画的に推進するため、令和6年度に、開成中学校と上庄中学校を、陽明中学校と尚徳中学校及び和泉中学校を統合するにあたり、統合先となる築40年が経過した開成中学校と陽明中学校を改修する。また、令和3年度に旧乾側小学校と統合した下庄小学校の改修を行う。
- ・教育内容の多様化のため、廊下間仕切りの改修や少人数指導も可能な多目的教室を整備する。
- ・ICT教育に対応するため、黒板をプロジェクター付きホワイトボードに改修する。
- ・内部環境改善のため、複層ガラスの導入や、高効率照明器具の設置、内装木質化を行う。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		9 校
中学校		5 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		4 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		4 戸
学校給食施設	単独校調理場	12 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	9 箇所
	学校武道場	0 箇所
	社会体育施設	8 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	平成29年1月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有	令和2年11月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画事業について、計画実施後、事業の達成度合いを検討評価し、評価結果を大野市のホームページに公表する。

